

山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市町村が行う介助用自動車購入等助成事業に要する経費の一部を補助することにより、介助者の負担の軽減を図り、もって在宅福祉の推進に寄与することを目的とする。

(実施方法)

第3条 この要綱において市町村の事業実施方法は、山梨県介助用自動車購入等助成事業実施要綱（平成9年6月5日施行）に規定するとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、市町村が行う介助用自動車購入等助成事業に要する経費とする

(補助金の算定方法)

第5条 実施要綱第5条第1項第1号で規定する新車及び中古車を改造する事業及び実施要綱第5条第1項第2号で規定する既に改造された新車を購入する事業に係る補助金の交付額は、別表1に定める基準額と対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じた額と、市町村が助成した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

2 実施要綱第5条第1項第3号で規定する既に改造された中古車を購入する事業に係る補助金の交付額は、別表1に定める基準額と対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に別表2に定める割合を乗じた額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じた額と、市町村が助成した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

3 前2項の規定により得られた額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添え、知事に申請するものとする。

(1) 補助金所要額調書（第2号様式）

(2) 事業計画書（第3号様式）

(3) 歳入歳出予算書抄本

(補助金の実績報告)

第7条 この補助金の交付決定がなされた市町村長は、事業完了後1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第4号様式）に、次の書類を

添え、知事に提出するものとする。

(1) 補助金精算書 (第5号様式)

(2) 事業実績報告内訳書 (第6号様式)

(3) 歳入歳出決算書 (見込) 書抄本

(補助金の交付)

第8条 この補助金の交付は、精算払いとする。

(財産の処分の制限)

第9条 本事業の助成を受けた車について、小型車 (総排気量が0.66リットル以下のもの) については4年間、その他のものについては6年間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 本事業の助成を受けた者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書 (第7号様式) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の整備等)

第10条 市町村は、当該事業に係る収入及び支出等を明らかにした書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(附則)

(1) この要綱は、平成9年6月5日から施行する。

(2) この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(3) この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

補助基準額	600,000円
-------	----------

別表2 (第5条関係)

普通自動車	19.4 %
軽自動車	21.0 %